平成２２年（フ）第１５号
三重県名張市桔梗が丘２番町５街区161番地
債務者　田中　優子
1　決定年月日時　平成22年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
津地方裁判所伊賀支部
平成２２年（フ）第２７号
三重県伊賀市上野鉄砲町2392番地、前住所三重県伊賀市四十九町2060番地の１
債務者　尾﨑喜代一
1　決定年月日時　平成22年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
津地方裁判所伊賀支部
平成２１年（フ）第２１３１号
京都市山科区大塚北溝町45番地１　ペアシティ大東101号
債務者　ぐりるちいぼうこと　堀田　修永
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２１年（フ）第２１３２号
京都市山科区大塚北溝町45番地１　ペアシティ大東101号
債務者　堀田　新子
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２１年（フ）第２３１３号
京都市西京区山田弦馳町16番地３　エミネント上桂203、申立時の住所京都市西京区松尾鈴川町15番地の29
債務者　橋本　美香（旧姓須田）
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２２年（フ）第２４２号
京都市伏見区向島四ツ谷池14番地８　向島団地６－１棟924号
債務者　井本真吾こと　朴　　真吾
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２２年（フ）第４２３号
京都市西京区松室河原町92　ハイツ松尾104号、住民票上の住所京都府向日市物集女町中海道88番地の１
債務者　喫茶鷺こと　寺島　史郎
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２２年（フ）第４３８号
京都市伏見区下鳥羽西芹川町51　ループ芹川Ｂ棟101、住民票上の住所京都市伏見区羽束師古川町111番地の28
債務者　渡邉　留晴
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２２年（フ）第４７７号
京都府長岡京市奥海印寺岡本５番地の13
債務者　出嶋　武志
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２２年（フ）第５１１号
京都市右京区梅津東構口町43番地１　エクセルコート高辻西305
債務者　那須　秀子
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２２年（フ）第１４０号
兵庫県姫路市西今宿７丁目６番５号
債務者　中司　朱美
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部
平成２２年（フ）第１７２号
兵庫県加古川市平岡町一色西２丁目82番地ヴィラ東加古川102号
債務者　平野　愼介
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部
平成２２年（フ）第１８８号
兵庫県姫路市飾磨区須加９番地
債務者　齊藤　敏彰
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部
平成２２年（フ）第１９１号
兵庫県姫路市勝原区熊見308番地31、従前の住所兵庫県姫路市網干区高田202番地５シャーメゾン網干ヤマガタ201
債務者　小畑　裕美
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部
平成２２年（フ）第１９８号
兵庫県相生市栄町14番２号
債務者　深山　勝秀
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部
平成２２年（フ）第２１７号
兵庫県姫路市網干区新在家1389番地１　シャルムヒメゴー10―Ａ
債務者　藤原　武久
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部
平成２１年（フ）第２１６０号
広島市佐伯区石内南４丁目19番８号
債務者　野口　昌臣
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
広島地方裁判所民事第４部